

テレビ報道された軽自動車税の課税誤りについて

平成 27 年 5 月 25 日

財務部 市民税課

平成 24 年度の課税誤りについて

テレビ報道された県内の他の自治体における軽自動車税の課税誤りの新聞報道を受けて、5 月 22 日(金)にNHK盛岡放送局から当市に電話取材があり、同日当市の過去における課税誤りとそれに基づく是正についてのテレビ報道がなされました。

テレビ報道された内容は、次の通りです。

- (1) 平成 24 年 12 月に被けん引車の所有者から税額についての問い合わせがあり、被けん引車(税額 2,400 円)を軽四輪貨物車(税額 4,000 円)として課税していたことがわかりました。
- (2) その時点で軽自動車台帳に同様の課税誤りがないか調査したところ、この件を含めて 5 件の課税誤りが判明しました。5 件について、平成 12 年度の登録分から平成 24 年度までの間、誤って徴収をしていたものであります。
- (3) 誤って徴収した税額は 12 年間で 76,800 円であり、そのうち時効にかかっていない 40,000 円は地方税法に基づき還付手続きを行いました。
- (4) 課税誤りの原因は、軽自動車協会から送付された軽自動車税申告書に記載された情報に基づき、軽自動車台帳に納税者の住所・氏名、標識番号(ナンバー)、車台番号等を入力した際、車台番号に車種についての情報が含まれており、車種の特定ができたのにも関わらず、標識番号(ナンバー)だけの確認で軽四輪貨物車と判断したこと。

本年の再調査について

本年 4 月上旬になって他市の課税誤りの新聞報道を受け、当市では再度、被けん引車を軽四輪貨物車として課税誤りをしていないかについての再調査をしました。その結果、本市が保管している軽自動車台帳に、車台番号、排気量、車種など未記載の項目があることが判明しました。車台番号が記載されていないことから軽自動車台帳に記載されている車種が正確であることが確認できないことから、これらの項目について全国軽自動車協会岩手事務所に照会し、車種が正確であるかの確認を行うものであります。この結果、課税誤りが確認された場合には地方税法に基づき還付手続きなど適正に処理いたします。